

**姫路商工会議所**  
**姫路市中心市街地商店街空き店舗対策事業**  
**内装設備工事費補助要綱**

1. 目的、2. 対象商店街、4. 補助対象者、6. 周知、7. 審査会、8. 認定の保留、9. 認定の取消し、10. 留意事項、の各項は、姫路商工会議所 姫路市中心市街地商店街空き店舗対策事業賃料補助要綱に準じる。

**3. 対象空き店舗**

上記2. に定める対象商店街に所属している**1階店舗**であり、かつ、下記(1)、または、(2) いずれかに該当し、商店街から事前に登録(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けていない店舗は除く)があった店舗とする。

ただし、1階以外の階を含むもの、たとえば、地下1階、1階、2階の計3階で営業する店舗を排除するものではない。

(1) 入店者(所有者が営業している場合を含む)が退店して以降、入店者の募集を3ヶ月以上行っている空き店舗

(2) 入店者が一度もない新築物件等の場合は、入店者の募集を1年間以上行っている空き店舗

**5. 支援内容**

**(1) 補助額**

1階部分にかかる内装設備工事費の50%以下、または、50万円のいずれか低い金額

ただし、開業する店舗が以下に定める要件のいずれかに該当し、審査会が特に事業継続性が高く、かつ地域課題の解決に寄与するものと認める場合は、当該工事費の50%以下、または100万円のいずれか低い金額とする。

①本市の地場産業製品の販売のみならず、情報発信や展示、体験教室等をあわせて行うことで、地場産業を広く周知するとともにその振興に寄与するために開業する店舗

②多世代が安心して暮らせる居住環境づくりを促進させるための地域交流拠点として開業するコミュニティカフェなどの店舗

③市外からの新たな人の流れを促進するとともに若者の市外流出を抑制するため、UIJターンにより本市に移住する者、または認定申請時における年齢が満30歳以下で市内に在住する者が、創業または第二創業により開業する店舗

**(2) 支給時期**

該当年度の3月に支給する。

**(3) 支給条件**

当要綱に定められた条件すべてを満たし、かつ、対象となる内装設備工事費はもちろんのこと、該当年度の賃料、および、所属商店街会費・賦課金、姫路商工会議所会費等、納付すべきものを完納していること。

(4) 消費税の扱い

金額は、すべて消費税込みの金額とする。

(5) その他

補助額は1,000円未満切り捨てとする。

以上

※この要綱は2023年4月1日から施行する。